

令和5年度

玉手小学校 いじめ防止基本 方針

大阪府柏原市立玉手小学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち、指導を徹底することが重要となる。

本校では、「豊かな心と確かな学力を持ち、いのちを大切にする子どもの育成」の学校教育目標のもと、人権教育の基本方針を「仲間づくりをおしすすめる中で、互いに励まし、助け合える集団をつくる」「一人ひとりの子どもたちを大切にし、それぞれが生きる喜びを感じられる子を育てる」「いろいろな立場の人々について理解を深め、共に生きる仲間として認め合える集団をつくる」ことを定め、全職員で真摯に取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識をもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものを「いじめ」とし、当該行為の発生場所は学校の内外を問わないものとする。また、個々の行為が「いじめ」に該当するかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、被害児童の立場に立って行うものとする。

具体的な「いじめ」行為として、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ，集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

参考（文部科学省 「いじめの定義

（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）」より

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

いじめ防止委員会

(2) 構成員

校長、教頭、首席、人権・支援教育部長、生活指導部長
学年主任、養護教諭

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画（別紙）

本基本方針に沿って、別紙の通り実施する。

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

いじめ防止委員会は、取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、及び必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

玉手小学校 いじめ防止等に関する年間計画

	学校全体	学年
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・児童集会、朝礼講話 ・そよかぜ交流 ・分かる授業づくり ・朝の会、帰りの会 	なかよし交流（全） みんなあそび
1学期	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習 ・市の生活アンケート 	友だちのいいこと見つけ みんな遊び
2学期	<ul style="list-style-type: none"> ・市の生活アンケート ・校外学習 ・平和集会 ・玉小カーニバル ・マラソン ・体育大会 	友だちのいいこと見つけ みんな遊び
3学期	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ大会 	友だちのいいところ見つけ

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。日頃から子どもの実態を適切に把握し、生命を大切にし、自他を尊重する学校づくり、人間性と正義感にあふれ、子どもどうしがつながりあえる学級づくり、人権感覚や豊かな心をはぐくむ教育活動や環境づくり、そして、家庭・地域との連携・協働による活動の場づくりが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進していく。特に、日々の学習活動や行事を通して信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めいじめの未然防止に努める。

2 いじめ防止のためのとりくみ

児童一人ひとりが楽しく生き生きと活動できる場を設定し、互いの存在を認め合う交流活動、仲間づくり、集団づくりに努める。また、子どもたちが自分自身と仲間の存在の大切さを実感し、互いの違いやよさを認め合いつながり合える人権意識を育むため、交流活動を設定し、いじめに向かわない態度、能力の育成に努める。

教職員の姿勢としては、自らの人権尊重の姿勢や態度が子どもたちに大きな影響を与えることを認識して教育活動を行う。授業を通して「わかった、できた」という実感が味わえる授業づくりに努め、一人ひとりの自尊感情や自己肯定感の育成に努める。

- (1) 全ての教育活動を通じて道徳教育や人権教育、体験活動の充実
- (2) 児童とのコミュニケーションの充実、変化やサインを見逃さない細やかな観察
 - ・課題のある児童に関して全職員で共通理解
 - ・子どもの実態について情報交換
- (3) 児童会活動の充実
 - ・クラブ活動
 - ・委員会活動
- (4) 互いを思いやり、違いを認め尊重し合える集団づくり
 - ・学年交流
 - ・なかよし交流
 - ・そよかぜ交流
 - ・長谷川小学校交流
 - ・地域交流
- (5) 生命や人権を大切にする態度の育成
 - ・仲間づくり、交流活動、平和教育、障がい理解学習、性教育

(6) 障がいのある児童等への理解の促進

- ・障がい理解学習、そよかぜ交流、そよかぜ通信、通級だより

(7) 楽しい授業、わかる授業の実践

- ・授業におけるユニバーサルデザイン化
- ・教室環境、校内環境づくり
- ・自尊感情、自己肯定感の育成

3、本校の人権教育の基本方針

1, 仲間づくりをおしすすめる中で、互いに励まし、助け合える集団をつくる

2, 一人ひとりの子どもたちを大切にし、

それぞれが生きる喜びを感じられる子を育てる

3, いろいろな立場の人々について理解を深め、

共に生きる仲間として認め合える集団をつくる

～一人ひとりを思いやり 認め合える子をめざして～

1, 生活を見つめ、互いの大切さを認め合い、つながる子をめざして

2, いろいろな活動を通して、生命の尊さに気づき、人権意識に目覚めた子をめざして

学年	目標
1・2年	・友だちと共に一人ひとりが楽しく生活できる子をめざして ・自分や友だちを大切にし、生命の大切さを感じる
3・4年	・一人ひとりの思いや願いを知り、 生き生きと活動できる子をめざして ・平和の尊さ、生命の大切さを身近なものとして感じる
5・6年	・一人ひとりが主体的にかかわり合い、 お互いを認め合う子をめざして ・身近な社会で平和を築くことの大切さに気づき行動できる

第3章 早期発見

第1節 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気付く深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

そして、それとともに周囲の大人が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有し、学校・家庭・地域が三位一体となって子どもたちを見守っていくことで、早期発見へとつなげていく。

第2節 いじめの早期発見のための措置

(1) 学校からの働きかけ

◎実態把握の方法として、定期的なアンケートは年2回(7月と10月)に行う。

その結果出てきた案件については、次の手順で対応する。

- ①各学年で問題行動に対応
- ②生活指導部会で伝達
- ③生活指導部の担当者と生活指導部の長が全体を分析
- ④いじめ防止委員会にて報告
- ⑤全職員に周知
- ⑥事後指導(支援)・経過観察

◎定期的な教育相談としては、夏休みに各クラス1日教育相談日を設定しているが、それ以外でも随時受け付ける。それによっていじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。

※この時、児童に対し多忙さやイライラした態度を見せ続けることは避ける。また、「大したことではない」「それはいじめではない」などと過小評価したり、「無視しなさい」「弱いからいじめられる」などと真摯に対応しなかつたりすることはあってはならない。

◎日常の観察として休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、日記や日々の聞き取り等で交友関係や悩みを把握する。このため、日頃から児童の見守りや児童との信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

(2) 保護者との連携

保護者と連携して児童を見守るため、①家庭訪問や懇談などの機会を活用し、教育相談を行う。②連絡帳や電話連絡を活用し、気になる行動等に関し、情報交換を行っていく。

※家庭でのサイン（例）

○いじめられる側

- ・朝起きづらい
- ・携帯が鳴ると急いでチェックする。（または怯える）
- ・あざ、傷、衣服の汚れややぶれ
- ・物がなくなる など

○いじめる側

- ・言葉遣いが荒くなる
- ・人を馬鹿にする態度
- ・金遣いが荒くなる など

(3) 相談機関

①児童生徒、その②保護者、③教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として

①Q Uやいじめアンケートの実施、「24時間いじめ相談ダイヤル」の配布、日記、日々の交流など

②家庭訪問、懇談、教育相談日の設定、連絡帳や電話での情報交換など

③いじめ連絡票、生活指導担当や管理職との意見交流などの協働体制を実施する。

また、これらの体制によって得た情報を、特例を除いて、全職員に周知する。

※年度末反省、いじめ防止委員会での年間プログラム作成や意見交流により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

※教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、特例を除いて、公表しない。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

1. いじめは、どの学級でも起こりうる事象であるという認識のもと、安易に判断することなく、事実確認を適切に行うなど、迅速な対応をすること。
2. 教職員は一人で抱え込むことなく、当該学年との連携はもとより、管理職への報告・連絡・相談を常に行い、場合によりチームとして問題解決に当たること。
3. 「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢で、いじめにあった児童生徒のケアを最優先に取り組むとともに、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たり、再発防止に取り組むこと。
4. 事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めること。
5. 全職員はいじめ問題は、学級・学年の教育活動全体にかかわる問題であるとともに学校の教育活動全体が問われる問題であるとの認識に立ち、一丸となって課題解決に取り組むこと。
6. いじめが『解消している』状態は次の2つの条件が満たされているものとする。
 - ①被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）がやんでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間については3か月を目安としている。
 - ②被害者が心身の苦痛を受けていないこと。
被害者本人や保護者への面談などで心身の苦痛を感じていないかどうか確認すること、いじめが解消している状態に至ったあとも日常的に注意深く観察する必要がある。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

初期対応

1. 教職員がいじめに限らず児童間のトラブル、或いは児童の様子に気になるところがあれば、全てメモ書きにして教頭（教頭不在時は校長）に提出する。加えて、保護者からの連絡があった場合も同様とする。この際、児童の身体及び財物に危害が及ぶ可能性がある時は、隔離等の措置を採る。
2. 教頭は担任等からの聞き取りを行いながら、提出された事象について、いじめ対応を採るか否かの決定を行う。

いじめ対応

3. いじめ対応を採る決定が出た時点で早急にいじめ対策委員会（仮称）を

招集し、必要な対応について役割分担した上で対応する。
以下はその一例。(番号は対応手順)

- ①方針策定 → いじめ防止委員会
- ②聞き取り → 担任・学年・生指部・管理職
- ③家庭連絡 → (同上)
- ④指導 → (同上)
- ⑤家庭連絡 → (同上)
- ⑥経過観察 → (同上)

- ※ ②の聞き取りについては、メモ等を使用し記録を詳細に残すことと、時系列に並べる等して前後関係及び関係者が明確になるようにすること。また、いじめの被害児童及び加害児童に限らず、関係していると思われる児童にも聞き取りを行うこと。
- ※ ③及び⑤の家庭連絡については、訪問しての連絡を主とし、直接保護者と会って連絡すること。
- ※ 対応については、担任等が単独で行うのではなく、児童への影響を考えながら、出来るだけ複数人で対応すること。また、家庭連絡も同様とする。
- ※ いじめの内容について、それが即ち傷害・器物損壊等の犯罪行為と認められる時は、柏原市教育委員会・柏原警察に相談し、対応を検討すること。

3 いじめられた児童生徒（被害児童）、又はその保護者への支援

被害児童の対応については、その心身の状況を鑑みながら、学校で安心して生活出来る環境作りを第一とし、担任だけでなく、養護教諭、学年担当、管理職等が児童に寄り添える態勢を構築する。その際、児童が別室（加害児童との別室）を望む場合は、保護者と相談の上、別室にて対応する。

4 いじめた児童生徒（加害児童）への指導、又はその保護者への助言

初期対応

1. 速やかにいじめを止めさせる。
(状況によっては、当事者を別々の部屋に隔離する等の措置を採る。)
2. いじめたとされる児童から事実関係を、
「いつ」「どこで」「誰を」「なぜ」「何を」「どのように」など、
可能な限り聴取する。

- ※ 事実関係を聴取した記録を残す。
- ※ 複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

いじめ対応

3. 加害児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、

生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、
自らの行為の責任を自覚させる。

- ※ 加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、
当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ※ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩みなど）があっても、
いじめに向かうのではなく、他の方法（運動や交友関係、読書など）で
的確に発散できる力を育む。
 4. 迅速に加害児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、
継続的な助言を行う。
 5. 協力を得られない場合や、指導を行っても十分な効果を上げることが
困難な場合は、内容によってはスクールカウンセラーや
柏原警察等とも連携して対応する。
- ※ いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図るため、
必要に応じて、保護者の許可の下、加害児童を別室において指導したり、
出席停止制度を活用する。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

1. いじめが発生した場合、被害児童及び保護者の意向も重視しながら、
学級又は学年で、他人事ではなく自身の問題として考えさせる。
2. 直接的に関与していなくとも、いじめの傍観者となっていた場合にも、
被害児童の心情を考えさせ、どういった行動を採るべきだったかを
考えさせる。
3. 集団全体に対し、児童の発達段階に応じて、
いじめ問題の現状やいじめが引き起こす諸問題について指導する。
4. 担任や関係教員だけでなく学校の全ての教職員が、
“いじめは絶対に許さない”、
“いじめは早ければ早い方が解決しやすい”等の思いを
持っていることを児童に伝える。その際、学級内の指導に止まらず、
学年集会、全校集会等の機会も積極的に利用する。
5. いじめの予防には自己肯定感の高揚が不可欠である。
「自己肯定感の高い子どもは、いじめに加担しにくく、また、いじめに
あった時に対処する力をもっている」

（『O S A K A 人権教育 ABC Part3 - 集団づくり - [探究
編]』 12頁 大阪府教育センター）

ので、機を捉えて、いじめの関係児童だけではなく、
全児童の自己肯定感を高揚させる指導を行う。

6 ネット上のいじめへの対応

初期対応

1. ネット上の不適切な書き込みがあった場合、その箇所を印刷等記録する。
『SNS・ラインの記録については残せる場合には保存する』
2. 相談票に印刷したものを添えて教頭（教頭不在時は校長）に提出する。
加えて、保護者からの連絡があった場合も確認し、同様の措置をとる。
3. 教頭は担任からの聞き取りを行いながら提出された事象について、
いじめ対応を採るか否かの決定を行う。

いじめ対応

4. 生命・身体又は財産及び当該児童或いはその家族等の名誉、社会的地位に
重大な被害が生じる恐れがある場合は、管理職の判断において、
直ちに柏原警察に通報する。
5. いじめ対応を採る決定が出た時点で早急にいじめ防止委員会を招集し、
必要な対応について協議する。
 - ①関係児童からの聞き取り
 - ②児童が被害にあった場合のケア
 - ③当該児童・保護者の精神的ケア
 - ④書き込みの削除（必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や柏原警察、
大阪府警サイバー警察、プロバイダ等と連携して対応）
6. 情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の
学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。
7. 情報モラル教育について、可能な範囲で保護者にも理解を求めていく。